

余明軍伝考

——万葉集人物伝研究(三)——

一はじめに

大伴旅人の近侍者のひとりであり、旅人・家持にすくなからずも文學的交渉のあつた「資人、余(あるいは「金」)明軍」についての伝記を明らかめてみようとするのが小稿の目的である。

万葉集中に「明軍」は次のように見えている。

卷三、譬喻詞の部に、

余明軍歌一首
印結而我定義之
住吉乃浜乃小松者
後毛吾松

(卷三、三九四)

同巻、挽謡の部に、

天平三年辛未秋七月、大納言大伴卿薨之時謡六首
愛八師
榮之君乃
伊座勢婆
如是耳
有家類物乎
君尔恋

(卷三、四五四)

天平三年辛未秋七月、大納言大伴宿禰旅人卿の資人のひとりとして登場しているのである。

この明軍の伝記は、鹿持雅澄の『万葉集人物伝』に、

余明軍与大伴宿禰家持歌一首
奉見面未時太尔
足引乃山尔生有
所念君
(卷四、五七九)
余明軍与大伴宿禰家持歌一首
朝夕哭耳曾吾泣
君無一四天
(卷三、四五八)

川上富吉

若子乃
匍匐多毛登保里
朝夕哭耳曾吾泣
君無一四天
(卷三、四五八)

右五首、資人余明軍、不勝犬馬之慕心中感緒作謡。

卷四、相聞の部に、

余明軍与大伴宿禰家持歌一首
奉見面未時太尔
足引乃山尔生有
所念君
(卷四、五七九)
余明軍与大伴宿禰家持歌一首
朝夕哭耳曾吾泣
君無一四天
(卷三、四五八)

の計八首の短歌の作者であり、大納言大伴宿禰旅人卿の資人のひとりとして登場しているのである。

この明軍の伝記は、鹿持雅澄の『万葉集人物伝』に、

金明軍 金字、古写一本に余と作り、伝未詳ならず、旅人、卿の資人となりけるよし、三巻に見えたり、元暦本、類從抄、古写一本等に、明軍者、大納言卿之資人也、と註せり。

とあって、まったくの伝未詳ではない。万葉研究史の上で、明軍個人に焦点を絞った論考は今のところ私見によれば、市村宏「余明軍考」(昭和37年12月1日、古代文学会にて口頭発表後、昭和39年12月20日

刊『万葉集新論』に所収)の一篇があるのみである。

従来の研究では、この明軍なる人物が問題にされることはすくな

く、雅澄の人物伝にもあるように「金」か「余」かという点がそのボ

イントであった。従前は、流布本によって「金」が通行していたが、桂本など古写本の発見によって「余」に改められ、古典大系本や沢鷗

久孝『万葉集注釈』に「余」としたように、現在の万葉学会では桂

本・元暦校本・紀州本などに拠って「余」が普通となつた観がある。

また、国史学の分野でも、『古代人名辞典』(竹内理三編)の分類に

よれば「よ之部」は未刊であるが、余明軍の名が「かね・かな」の項

にも「きん・こん」の項にも見当らないし、「あぐり」を「よ」の項

に括するという凡例註記があることなどからみれば、この編者たち

は「余明軍」とみているものと判断できる。このように現状では

「余」が正しいとしなければならないのである。

ところで、「余」が正しいとして、その余明軍なる人物像はどうな

つているのかというと、

大伴旅人の資人(五位以上の官人に賜わるツカヒビト)だった。

旅人の没後、挽歌を作り、また家持に贈った歌もある。諸本に余

と金と両方見えるが、ともに朝鮮の王族の氏で、明軍は帰化人の

系統と思われる。(古典大系本『万葉集』巻四の頭注)

百濟王族の出である余氏が、帝德讚美に用いられる好字「仁明」

を二分して、兄に仁軍、弟に明軍と名づけたのではなかろうかと

思う。(市村宏『余明軍考』)

という二つに集約された形で処理されているようである。問題はここから二つ出てくるはずで、一つは、「余」氏なるものとその氏族における明軍の位置づけであり、二つは、旅人・家持との文学的関係を通しての歌人としての位置づけである。

二 その氏姓名について

余明軍の名は万葉集に三ヵ所出てくるだけで、他の上代文献には見えないのである。氏の「余」は、「金」か「余」かと問題があり、姓はなく、名の「明軍」の表記には異同がない。

(一) 「余」か「金」かについて

まず氏の「余」について、「金」か「余」かの問題を整理しておくことにしよう。

諸本の異同を示せば次のごとくである。

金	卷三(三九四題詞)		卷三(四五六左注)		卷四(五七九題詞)	
	古	西	細	神	古	西
無	類	紀	神	細	無	類
附	・	・	・	・	・	・
	・	・	・	・	・	・

つまり、流布本系統のものが「金」となって、古写本系統のものが「余」となっていることが知られる。

また、諸家の説を示せば次のごとくである。

『五代集歌枕』(日本歌学大系本)には、「卷三、三九四」の一首が「金明軍」としてあげられており、金の右に親行本による校合として「余」とあるから、この頃すでに混乱していたことがわかる。

『万葉拾穂抄』には、

金
明
軍

とあり、『万葉代匠記』にも「金明軍」とあるが、『万葉考概落集』には、

余
明
軍
歌。一首。今本、余を金に為れり。活本によりて改。

余氏の人、続日本紀に見えたり。

とあって、「余」をとっている。しかし、『万葉集略解』は「金明軍」とし、さらに『万葉集放証』・『万葉集古義』・『口訳万葉集』・『万葉集新考』（井上通泰）・『万葉集講義』・『万葉集總訳』（吉沢義則・石井庄司）・『万葉集評訳』（金子元臣）・『万葉集私注』などが「金」としている。

『万葉考観落葉』の「余」に従うものは、『万葉集評訳』（窪田空穂）・『万葉集全註訳』・『評訳万葉集』（佐々木信綱）・『古典大系本万葉集』・『万葉集註訳』（沢瀉久孝）であるが、今は古写本に従つて「余」を正しいとしたい。

(二) 明軍伝について

次に、すこしその伝記に関する諸家の見解を紹介しておこう。

先ず、北村季吟『万葉拾穗抄』には、
金明軍 旅人卿の資人也

とあって、「金」氏説で訓みを「カネノアキサ」とし、旅人の資人としている。次に、契沖『万葉代匠記』には、

カネノアキサ
金明軍 明軍ハ旅人卿ノ資人ナルニ、此二首相聞に入テ志モタ
、ナラス聞ユルニ、此ツ、キニアルハ家持ノワラハナル程ノ事ナ
ルヘシ。第三譬喻歌ニ同シ明軍カ、印結テ我定コシ住吉ノ浜ノ小
松トハ、家持ヲ喰ヘケルニヤ

元正紀云。養老五年三月辛未、賜帶人資人四人トアレハ其ノ中ノ
一人ナルヘシ

とあって、帶刀資人であろうとしている。また、「卷三、三九四」を
「卷四」の二首と同じ時のものとしている。

荒木田久老の『万葉考観落葉』には、「余」氏とした上で、

古本にも、類聚抄にも資人と有。資人は朝より下さるゝ、つかへ
人也。令に見ゆ。

とある。橋千蔭の『万葉集略解』には、

金明軍 聖武紀に金氏を賜ひし事有り、其子孫ならん
とあるが、聖武紀に賜姓金なる記事は見当らない。金氏が他氏姓を賜
ることは見える。(後述)

岸本由豆流の『万葉集放証』には、「金明軍」として、

父祖、考へがたし。金は氏、明軍は名なり。本集此卷五十一大伴旅
人卿薨時歌の左注に、右五首、仕人金明軍不レ勝ニ犬馬之慕心中之
感緒作歌とあれば、旅人卿の資人なりし事しらる。書紀其外にも資人
すれば、仕人と書るも、資人と書るも、同じ資人の事、下放証三
下□にいふべし庶人よりもなるものゝよし。古く見えたり。さて、金てふ氏は、
姓氏錄に見ざれど、統日本紀、大宝三年十月甲戌紀に、僧隆觀還
俗、本姓金名財云々。和銅元年正月乙巳紀に、授三无位金上元從
五位下云々。二年十一月甲寅紀に、金上元為伯耆守云々。神
龜元年五月辛未紀に、從六位上金宅良、金元吉、並賜三姓國看連
云々。天平五年六月丁酉紀に、武藏国埼玉郡新羅人德師等男女五十
三人、依レ請為三金姓云々などあるにて、古くより、この氏ありし
をしるべし。また、久老は、この金の字を、活本に依て余に改た
り。余氏も姓氏錄には見えざれど、統日本紀、養老五年正月甲戌
紀に、賜三正六位上余泰勝純十疋云々。養老七年正月丙子紀に、授
三正六位上余仁軍從五位下云々。この余云々古本には金とあり。金氏な
らば、こゝの金明軍に似たる名なり。天平勝宝
二年六月甲辰紀に、從六位下余益人賜三百濟朝臣姓云々などあり
て、古くよりありし氏なれど、ここを改むるは非なり。

とあり、かなりの金氏・余氏の人物を例にあげて示している。

鹿持雅澄の『万葉集古義』には、

金明軍ヨハノミヤウジムは、旅人卿の資人なること、下にいたりて見ゆ、本居

云、新羅ノ國金氏多ければ、彼ノ国人なるべし、奈良の頃まで
は、西蕃帰化の人もなく、又その子孫なども、いまだ皇朝にて、
姓を賜らぬ限は、本国にての姓を用い、名も蕃種の字音の名なる
がありしなり、されば此ノ明軍も蕃人歟、又その子歟、たしかに
はしりがたし、

とあつて、新羅国人系の金氏かとしている。

井上通泰『万葉集新考』には、

金明軍ヨムノミヤウジム 明軍は家持の父旅人卿の資人なり

資人は朝廷より身分に応じて賜はる従士なり。

とあつて、その家系は問題にしていない。

山田孝雄『万葉集講義』では、金明軍としているが、「卷二、四五
八」の左注において、

これはもと扶余の族なるが故にそれを略したる名と見ゆるが、そ
の百濟王の亡国の後帰化したるは持統天皇の朝に百濟王といふ氏
姓を賜ひたるが、その一族はなほ余氏を唱へしものなり。

とも言つてゐるのは示唆に富んでゐる。

金子元臣『万葉集評釈』には、

金明軍「金」神本に余△とある。統紀に余をアグリと訓じた。武
智麿伝に、兜禁の人に余仁軍の名が見える。明軍はその一族か。

とあるが、余仁軍との関係については、すでに『放証』に見え、さら
に山田孝雄『万葉集講義』に詳しい。

土屋文明『万葉集私注』には、

金明軍ヨンミヤウジム 作者金明軍は本により余明軍とある。統日本紀に余仁軍
の名がみえ、明軍の関係者らしいが、それも本により金であると
いふから、古くから混乱して居たものと見える。金も余も半島帰
化の氏族である。

とある。

日本古典大系本には、

余明軍ヨウミヤウジム 諸本に余と金と両方見えるが、ともに朝鮮の王族の氏
で、明軍は帰化人の系統と思われる。

とある。

沢瀉久孝『万葉集注釈』には、

余明軍 養老七年正月に正六位上より從五位下に叙せられた余仁
軍(放証)には、「古本には金ともあり」とあるが)は時も今の作
の時代に近く、名も似てをり、今の作者と血族の関係があり、今
も余を正しいとすべきかと思はれる。

として、余仁軍との血族関係を支持している。

以上のごとき見解を整理してみると、金か余かいずれにしても、①
朝鮮王族の出であることと、②余(あるいは金)仁軍とは血族であろ
うということと、③旅人の資人であったという三點に絞られる。市村
宏「余明軍考」では、①について、

金氏は新羅王族の出、余氏は百濟王族の出であることが判る。

②について、

仁軍と明軍が全く同時代の人物であることや、この二人の名が仁

明という熟語の一字を分けたものと考えられるところから、この二人を兄弟と想定する。

百濟王族の出である余氏が、帝徳讚美に用いられる好字「仁明」を二分して、兄に仁軍、弟に明軍と名づけたのではなかろうかと思う。

③について、

彼の如きは地位も低く、一生涯を大伴家に仕えた資人で、もとより歌人として著われた人物でもなく、ただ万葉集の編纂に關係のある家持に以上の歌が捧げられたため、家持の歌帖に記録され、その結果として万葉集に入れられたのである。

ところで、①の朝鮮王族の出であるという点について、古代朝鮮の姓氏についてみると、井上秀雄『古代朝鮮』によれば、

新羅時代は今日の朝鮮と異なり、貴族で血縁關係を主張する姓氏の使用がおくれており、七世紀中葉以降にはじめてあらわれる。しかも貴族が国内支配のために姓氏を用いはじめたのではない。唐や日本への使節となつたときに姓氏を用いていることが注目される。このことは新羅王の場合にもいえる。新羅王が金氏を名乗つたのは、『北齊書』の金真興からはじまる。しかし、国内むけの真興王四碑には金氏を示唆するものは何一つ見あらない。当時はすべての貴族が所属の部をもつてゐる。そして、その部名は後世の例からすれば、出身地名ないし居住地名である。このよう

な経過から、新羅の貴族社会では血縁觀念より地縁意識が基本になつており、対外関係を通じて血縁觀念が導入されたといえる。

といわれており、別に、金達寿『古代文化と帰化人』によれば、

朝鮮には國姓というものがあつて高句麗のそれは高、百濟は余、そして新羅は金なんです。

とあるから、「余」氏のものは、故国百濟の首都扶余の地名をとつて自己および自民族の保存を意識して名づけたものと考えられる。

なお、書紀・統紀にみえる外国からの日本への渡来者の様態を概観してみると、大雜把にいつて、西暦四世紀から六世紀までの間は、楽浪郡滅亡による漢民族の移民が多く、次に、高句麗の強大化のために亡國の危機にみまわれた百濟からの亡命者が多かつた。西暦七世紀以後は、朝鮮半島の新羅統一国家の完成によつて、百濟と高句麗系の帰化人の数が圧倒的に多く、新羅の帰化人は微々たる数にすぎない。ちなみに、弘仁五年（814）上撰の『新撰姓氏錄』によると、当時、五畿内に貫籍をもつ氏は総計一一八〇氏であるが、その中、帰化系氏族は三七三氏を占めているが、その帰化系の内訳は、漢人系一七九、百濟人系一九、高句麗人系四八、新羅人系一七、任那人系一〇で、新羅系は百濟系の三割といどにすぎないことがわかる。そして、この百濟人系一九氏の中、余氏のものを明記したのに、余自信の後とする高野造の一氏がある。こうしてみると「余明軍」を「金明軍」の誤字とみることは出来ないから、百濟系氏族の余氏の一員とすることが妥当のようである。

②の仁軍と明軍を兄弟とみる説は別の角度からも賛同したい。（後述）

③の旅人資人説はある一時期にかぎつてならば賛同できるが、資人は、すくなくとも本主亡きあとは本省に帰留することになつていたは

ずであるから「一生涯を大伴家に仕えた」とするのは事実に反する。

なお、その資人としての任期が短期間ではあっても、父を喪った傷心の少年の心に大きな影響を与えたであろうことは想像に難くないとある。

三、余氏と明軍について

余明軍の所属する余氏なる人物について古代文献を当つてみると次のとくである。

まず、古事記には見当らないが、日本書紀には、

余昌・余怒（余奴）・余豊璋・余善光（禪広）・余宜受・余自進（自信）

の六名が記録されている。

①余昌なる人物については、「百濟王子余昌、明王子、威王也。」（欽明紀十四年（533）十月二十日条）とあって、『三国史記』には「威德王、韓昌、聖王之元子也。聖王在位三十一年薨。繼位」（百濟威德王前紀）とあり、「百濟王子余昌嗣立。是為威德王」（欽明紀十八年（558）三月条）とあり、在位四十五年で推古六年（598）に没したとある。余は扶余の略で百濟王族の姓である。

②余怒は、敏達紀十二年（584）条によれば、百濟国使の正使思率某の部下として来日したことがある。

③余豊璋は、百濟義慈王の王子で人質として日本に在ったことが舒明紀三年（631）三月条に見える。在日は天智元年（662）始め頃まであつたらしい。『三国史記』百濟義慈王二十年条に、また、『新唐書』百濟伝に「豊」とある人物で、紀には、孝德紀・齊明紀に豊璋とあり、皇極二年（643）条には百濟太子余豊とある。余は百濟王の姓であり、豊は名である。天智称制の年に、太安麻呂の祖父の妹を妻としている（久安五年多神社注進状による）。『旧唐書』百濟伝、竜朔元年

（661）条に「扶余豊但主祭而已」とある。天智二年（663）八月二十八日には白村江の敗戦で高麗に逃げている。『三国史記』百濟伝に「王扶余豊脱身而走、不知所在、或云奔高句麗」と記している。

④余善光（禪広）は、紀に天智三年（664）三月条から持統七年（693）正月十五月までの間の記録があるが、それによれば、百濟の義慈王の子か弟のようであり、名を勇ともいったらしい。続紀天平神護二年（766）六月二十八日条によれば、舒明朝に豊璋とともに来日し、百濟滅亡のために帰國せず、持統朝に百濟王と賜姓、卒して正広參を贈られたとある。持統七年（693）正月十五日頃に没している。百濟王となるのは追記であろう。

⑤余宜受は、齊明天元年（655）に百濟大使として来日したことが知れるのみである。

⑥余自進（自信）は、齊明天元年（655）九月五日条に名が見える。天智二年（663）に日本に来たり、同八年（669）に近江蒲生野に「佐平余自信、佐平鬼室集斯等、男女七百余人在以て」遷居した。同十年（671）正月に大綿下を授けられている。なお、『新撰姓氏錄』右京諸蕃下に

高野造百濟国人佐平余自信之後也

とみえる「高野造」の始祖でもある。ただし高野造姓の人物は正史に記録が見当らない。

以上の六名の中、④の余善光と⑥の余自信のふたりは日本に土着したことが知られる。そして、④の余善光は百濟王姓の族をなし、⑥の余自信は後に高野造姓の族をなしたことがわかる。

次に、続日本紀以後にみえる余氏についてみてみよう。

余真人　余泰勝　余仁軍　余義仁　余足人　余東人　余益人　余民善女　余河成　余福成

など十名を数えることができる。

①余真人は、養老元年（717）正月四日に、

授_二從三位阿倍朝臣宿奈麻呂正三位。從四位上安八万王正四位下。無位酒部王。坂合部王。智努王。御原王並從四位下。從五位下高安王。門部王。葛木王並從五位上。從四位下石川朝臣難波麻呂從四位上。正五位上百濟王良廣從四位下。正五位下中臣朝臣人足正五位上。從五位上大伴宿禰宿奈麻呂。穗積朝臣老。多治比真人広成。小野朝臣馬養。紀朝臣男人並正五位下。從五位下賀茂朝臣堅麻呂從五位上。正六位上佐伯宿禰虫麻呂。大藏忌寸「伎」國足。余、「真」真人。從六位上朝來直賀湊夜並從五位下。（統紀）

とあるように、正六位上から從五位下に叙されて貴族官僚の最下位に仲間入りしている人物である。

②余泰勝は、養老五年（721）正月二十七日に、

詔曰。至公無私。國士之常風。以忠事君。臣子之恒道焉。當湊各勤所職退食自公。康哉之歌不遠。隆平之基斯在。災異消_レ上。休徵叶下。宜文武庶僚。自今以去。若有風雨雷震之異。各存極言忠正之志。又詔曰。文人武士。國家所重。医卜方術。古今斯崇。宜擢_テ於百僚之内。優遊學業堪為師範者。特加賞賜。勸_テ後生。因賜明經第一博士從五位上鍛冶造大隅。正六位上越智「麻呂」直広江。各絕廿疋。絲廿絪。布卅端。鍼廿口。第二博士正七位上背奈公行文。調忌寸古麻呂。從七位上額田首千疋。明法正六位上箭集宿禰虫万呂。從七位下塙屋連吉麻呂。文章從五位上山田史御方。從五位下紀朝臣清人。下毛野朝臣虫麻呂。正六位下染浪河内各絕十五疋。絲十五絪。布卅端。鍼廿口。等術正六位上山口忌寸田主。正八位上悉斐連三田次。正八位下私

とあるように、その陰陽の技術を高く評価されて、絶十疋、絲十絪、布廿端、鍼廿口を賜っている。

③余仁軍は、余明軍の兄かと推定されている人物であるが、養老七年（723）正月十日に、

天皇御_二中宮_一授_二從三位多治比真人池守正三位。正四位下阿倍朝臣廣庭。正四位下息長王並正四位上。從四位上_一六人部王正四位下。從四位下大石王從四位上。無位栗柄王。三嶋王。春日王並從四位下。正五位下葛木王正五位上。無位志努太王從五位下。從四位上阿倍朝臣首名。石川朝臣石足。百濟王南典並正四位下。正五位上大伴宿禰道足。紀朝臣男人並從四位下。正五位下阿倍朝臣船守。從五位上調連淡海並正五位上。從五位上鴨朝臣堅麻呂正五位下。從五位下引田朝臣真人。路真人麻呂。紀朝臣清人。大伴宿禰祖父麻呂。土師宿禰豊麻呂。津守連通並從五位上。正六位上引田朝臣秋庭。河辺朝臣智麻呂。紀朝臣猪養。波多真人足嶋。阿曇宿禰坂持。布勢朝臣国足。息長真人麻呂。角朝臣家主。高橋朝臣嶋主。

部首石村。陰陽從五位上大津連首。從五位下津守連通。王仲文。角兒麻呂。正六位上余泰勝。志我閑連阿弥陀。醫術從五位上吉位上惠我宿禰國成。河内忌寸人足。堅部使主石前。正六位下賈受君。正七位下曾形朝臣赤麻呂各絕十疋。絲十絪。布廿端。鍼廿口。和琴師正七位下文忌寸廣田。唱歌師正七位下大窪史五百疋。正八位下記多真玉。從六位下螺江臣夜氣女。茨田連刀自女。正七位下置始連志祁志女。各絕六疋。絲六絪。布十端。鍼十口。武芸正七位下佐伯宿禰式麻呂。從七位下凡海連興志。板安忌寸犬養。正八位下置始連首麻呂各絕十疋。絲十絪。布廿端。鍼廿口。（統紀）

平群朝臣豊麻呂。石川朝臣樽。中臣朝臣広見。石川朝臣麻呂。余仁軍。正六位下船連大魚。河内忌寸人足。丸連男事。志我門連阿弥太。越智直広江。堅部使主石前。高金藏。高志連惠我麻呂並從五位下。又授夫人藤原朝臣宮子從二位。日下女王。広背女王。栗田女王。六人部女王。星河女王。海上女王。智努女王。葛野^因王。並從四位下。他田舍人直刀自壳正五位上。太宅朝臣諸姉。薩妙觀。並從五位上。大春日朝臣家主從五位下。

とあるように、正六位上から從五位下に叙されて貴族官僚の仲間入りをしている。その職掌は、「家伝下」(藤原武智麻呂伝)に養老・神龜・天平時代の廷臣の名と役とを列記してある中に「兜禁有余仁軍」として名が見えることからすれば兜禁師、あるいは陰陽家であったことが知られる。②の陰陽家余泰勝との時代差二年からみて同族ででもあるらうか。

④余義仁は、天平十六年(744)十月六日条に、

左大臣家令正六位上余義仁^授外從五位下。

とあり、さらに、天平勝宝三年(751)正月二十五日条に、

授正四位上大伴宿禰兄麻呂從三位。從四位上安宿「禰」王正四位下。從四位下大市王從四位上。无位道守王從五位下。正五位上阿倍朝臣虫麻呂。多治比真人國人並從四位下。正五位下佐伯宿禰毛人正五位上。從五位上多治比真人家主。大倭宿禰小東人並正五位下。從五位下高丘連河内。百濟王元忠。大伴宿禰古麻呂。県犬養宿禰古麻^因。中臣朝臣清麻呂並從五位上。外從五位下余義仁。土師宿禰牛勝。正六位上三国真人千国。石川朝臣人成。為奈真人東麻呂。藤原朝臣浜足。正六位下石上朝臣宅嗣並從五位下。正六位上甘味神宝。文忌寸上麻呂。河内忌寸廣足並外從五位下。

正三位竹野女王從二位。從三位多芸女王正三位。從五位下置始女王正五位下。无位吳原女王從五位下。從五位下佐味朝臣稻敷從五位上。

とあって、左大臣橘諸兄の庇護の下に貴族官僚の仲間入りをしている。余仁軍と近い関係を、「仁軍」「義仁」で類推できる。おそらく仁軍の子供であろう。

⑤余足人は、天平勝宝元年(749)閏五月十一日条に、

陸奥國介從五位下佐伯宿禰全成。鎮守判官從五位下大野朝臣横刀並授^从五位上。大掾正六位上余足人。獲^{タル}金人上總國人丈部大麻呂並從五位下。左京人无位失^{タリ}漁壳外從五位下。私度沙弥小田郡人丸子連宮麻呂^授三法名応宝^ト入^ル師位^{スル}。治^レ金人左京人戸淨山大初位上。出^セ金山神主小田郡日下部深淵外少初位下。

とあって、大仏铸造用の黄金を産出した余慶で貴族官僚の仲間入りをしている。さらに、宝亀元年(770)五月十二日条に、

右京大夫從四位下勲四等百濟朝臣足人卒。

とあるのによれば、勝宝元年從五位下昇進後まもなく「百濟朝臣」姓を賜つたのであろう。

⑥余東人と余益人は、天平宝字二年(758)六月四日条に、

大宰陰陽師從六位下余益人。造法華寺判官從六位下余東人等四人賜^フ百濟朝臣姓。

とあって、共に百濟朝臣を賜姓している。おそらくふたりは兄弟であろう。また⑤の余足人はその長兄であろうか。なお、この余氏の百

濟朝臣姓の賜氏姓は、天平十七年（745）九月二十一日付優婆塞貢進解（大日本古文書）にみえる從五位上百濟女王との関係を考慮すべきであろう。百濟女王の父王は不明であるが、母あるいは乳母の氏が百濟氏人であり、余氏であったのである。この東人・益人の近親者（母親か姉妹）であったろう。「優婆塞貢進解」文によると、近江國高島郡高島里戸主川直鑑の戸口川直吉麻呂を優婆塞として進めたとあるから、そこが封戸であったとすれば、齊明紀に見える余自信の流れとの親近関係を推定することができる。また、東人・益人の「人」の字面から、余真人・余足人・余益人・余東人の血筋を推定したい。なお別に、養老律令の撰定に功績のあった「百濟人成」（養老六年正月二十七日条・宝字元年十二月九日条）との関係をも考えることができる。人成は真人の弟か。とにかく、ここに余足人・益人・東人・某の四兄弟を始祖とする朝廷との姻戚家格を持つ「百濟朝臣」家が成立したことが知られる。

弘仁五年（814）上撰の『新撰姓氏錄』には、左京諸蕃下、百濟系氏族の一つとして「百濟朝臣」氏が見える。それによれば、

百濟朝臣、百濟國都慕王三十世孫、惠王之後也

とあるが、おそらく余足人らに賜姓のことがあつて以来の家系であろう。後に、承和七年（840）に余河成・福成等三人が、余真人の弟人成の系統であるところから百濟朝臣の賜姓にあづかったものではあるまい。

⑦余民善女等は、宝字五年（761）三月十五日条に、

百濟人余民善女等四人賜姓百濟公。

とあって、余民善女等をふくむ「百濟公」家が成立したことことが知られる。しかし、百濟公を称するものにはこれ以前に、天平勝宝二年（750）

二月二十六日付太政官符の宮内省奴婢帳に、正七位下守右少弁百濟公水通の名が見える。この水通は宝龜元年（770）十月二十六日条に、貢瑞の国郡司として賞されて伊予員外介正六位上から外從五位下に叙されている。この水通がもと余氏であるかどうか不明であるし、百濟公姓をいつから名乗っているのかも不明であるが、とにかく、百濟公姓の記録の初見はこの水通である。おそらく民善女等は水通系の族人であつたのである。なお、これ以後に、景雲元年（767）八月十六日条に「陰陽大属外從五位下百濟公秋麻呂」の名が見える。この秋麻呂はさらに景雲三年八月十九日条に「外從五位下陰陽允」として名が見える。陰陽師の家系であることが知られる。この②の余泰勝・③の余仁軍との関係を考えることができる。なお、弘仁二年（811）四月二十六日条に「阿波国人百濟部広浜等一百人賜姓百濟公」と見えるし、承和元年（834）正月十二日条に從五位下で参河介となつた百濟公繩繼の名が見えるし、承和六年八月二十九日条に、

改加賀国人正六位上百濟公豊貞本居。貫附左京四条三坊。豊貞之先。百濟国人也。以〔天智九年〕
〔弘仁六年歟〕庚午年被貢河内国大鳥郡。以乙未年被貢加賀国江沼郡也。

と見える。また、承和十三年三月十五日条にも「播磨国揖保郡人散位正八位上百濟公清永。并男一人女一人。改本居貫附左京三条二坊」と見える。

このように、「百濟公」氏が百濟国人の流れであり、おそらく余氏の系統であることは疑いないようである。

⑧余河成・余福成のふたりは、承和七年（840）六月二十一日条に、

備中外從五位下余河成。右京大属正六位下余福成等三人。賜姓百濟朝臣。其先百濟国人也。

とみえることからして、ふたりは兄弟であったとみられる。おそらく養老律令撰定の加労者の百濟人成の血筋であろう。

余河成は、天長十年（833）十一月十八日条に正六位上から外従五位下に叙されており、禄を賜っている。さらに、承和十二年一月七日条に従五位下賜禄、承和十三年二月二十九日条に従五位下安芸守、仁寿三年（853）八月二十四日条に、

散位・従五位下百濟朝臣河成卒。河成。本姓余。アクリ(ハ)後改百濟。長於武猛。能弓強弓。大同三年為左近衛。以善圖画。屢被召見。所写古人真。及山水草木等皆如生。昔在宮中。令_ト或人喚_ト從者。或人辭以未見_ト顏容。河成即取紙。因其形體。或人遂驗得。其妙類如此。今之言画者。咸取_ト則焉。弘仁十四年拜_ト美作權少目。天長十年授_ト外従五位下。累遷。兼和年中為備中介。次為播磨介。時人榮_ト之。卒時年七十二。

とあるから、延暦元年（782）出生ということになる。百濟人成の孫ぐらに当るか。

以上のごとく見てくると、余氏には、天平十七年（745）の百濟女王の出現を境にして、それ以前は「余」か「百濟」であったものが、百濟公・百濟朝臣の二大系統へと再編成していく過程を認めることができる。別に、余自信の流れをくむ高野造系がある。いずれにしても当面の余明軍は余仁軍との兄弟関係を類推するにとどまるが、泰勝・義仁のふたりは明軍に近い血筋のものかとも思われるが後考を俟つことにしよう。

四、万葉集における明軍

(一) 大伴旅人との関係

「卷三、四五八」の左注に

右五首、資人余明軍、不勝_ト大馬之慕心中感緒_ト作謡

とあり、「卷四、五七九」の割注に

明軍者大納言卿之資人也

とあることからみて、明軍は天平三年秋七月には旅人の資人のひとりであったことは確実である。

「資人」とは、朝廷に仕える舎人の一部を高位高官の私用に供する制度で、養老軍防令の規定によれば、位分資人として、一位に100人、二位に80人、三位に60人、正四位に40人、従四位に35人、正五位に25人、従五位に20人、職分資人として、太政大臣に300人、左右大臣に200人、大納言に100人が支給されることになっている。養老三年十二月七日条によれば、位分資人は外六位内外初位及勲七等の子で年廿以上を以て、八年一替として任用することになっていたことが知れる。

この規定に従えば、旅人の資人は次のように支給されたことになる。「養老二年の中納言擬正四位上職分資人三十人」
[については、慶雲二年四月十七日条による。]

和銅三年（710）正月	正五位上	位分資人二十五人
和銅四年（711）四月	従四位下	位分資人三十五人
養老二年（718）三月	中納言擬正四位上	位分資人三十五人
養老三年（719）正月	中納言正四位下	位分資人四十人
養老五年（721）正月	中納言従三位	位分資人六十人
養老五年（721）三月	中納言従三位	位分資人六十人
三五人	帶刀資人四人	計九九人
大納言従三位	位分資人六十人	職分資人
六〇人	帶刀資人四人	計一六四人

天平三年(731)一月 大納言從二位 位分資人八〇人 職分資人
一〇〇人 帯刀資人四人 計一八四人

余明軍が、旅人の資人として近侍していた期間はどれだけであるのか明確にしえないが、

遠長く仕へるものと思へりし君 いまさねば心神もなし

(卷三、四五七)
見まつりていまだ時だに更らねば年月のごとおもほゆる君

(卷四、五七九)

の二首（前の一首は旅人の死を悼む歌、後の一首は旅人の男家持に与えたもの）から判断するとあまり長い期間ではなかつたらしい。位分資人としても、長くとも天平三年にほど近い八年以内のことであろう。神龜五年三月二十八日条に、

勅。補。事業位分資人者。依^ニ養老三年十一月七日^ヲ格^ニ更無^ニ改張。
雖^レ然^ニ資人考選者、廻^テ聽^テ待^テ満^ニ八考^ヲ始選^シ賞色^上外位資人十考^ニ
成選^ス並^ニ任^ニ主情願[。]

とあるのによれば、一定の主人への勤務評定は八年ないし十年間のこととなる。明軍が位分資人ならば、天平三年一月の從二位に叙されてからということになろうか。また、職分資人ならば、天平二年十月の大納言に任官したときからと考えたい。あるいは、帶刀資人ならば、養老五年三月の帶刀資人四人の中のひとりとして考えたい。つまり、位分資人ならば七ヶ月間、職分資人ならば十ヶ月間、帶刀資人ならば十一年五ヵ月間ということになるが、明確にはしえない。

ところで、旅人の父親は安麻呂であるが、母親は不明となつている。しかし、旅人の弟の田主の母が巨勢郎女であり、旅人は田人とも

考えられるから田主とは同母兄弟と推定できる。とすると、母親は近江敗軍の将巨勢朝臣比等の女巨勢郎女ということになろう。そして、旅人晩年の作品、

三年辛未、大納言大伴卿、寧樂の家に在りて故郷を思ふ歌一首
しましくも行きて見てしか神名火の淵は浅みて瀬にかなるらむ

(卷六、九六九)
指進の栗栖の小野の萩の花ちらむ時にし行きて手向けむ
(卷六、九七〇)

の中の「栗栖の小野」とは、旅人の幼少の故郷であり、母の里のことであろう。和名抄・大和志料・大日本地名辞書の比定する大和国南葛城郡忍海村柳原の地であろう。ここでの、近江敗軍の将で配流の憂き目に会つた巨勢朝臣の娘を母とする旅人の若き時代と生活を想像しておくことは必要なことだと思われる。旅人の「卷六、九七〇」に答えたものらしい余明軍の歌が、

かくのみにありけるものを萩の花咲きてありやと問ひし君はも
(卷三、四五五)

である。詳しく述べ後考に俟ちたい。

(二) 大伴家持との関係

「卷四、五七九・五八〇」の二首は題詞に「余明軍、大伴宿禰家持に与ふる歌二首」とあることからみて、主人の子息への贈歌であることがわかるが、いま一首「卷三、三九四」もまた家持に贈ったものであることは譬喩歌の特徴である「住吉の浜の小松」が、大伴の高師の浜の小松を指して暗に旧主旅人卿の遺児である少年家持を歌いこめていることから明らかである。

後年の家持はこれら余明軍の作品を手本にした歌をいくつか作つて

いるのである。それを例示しておこう。

指摘することはできるのである。

かくのみにありけるものを萩の花咲きてありやと問ひし君はも

(卷三、四五五、明軍)

かくのみにありけるものを妹も吾も千歳のごとくたのみたりける

(卷三、四七〇、家持)

遠長く仕へるものと思へりし君いまさねば心神もなし

(卷三、四五七、明軍)

家離りいます吾妹を停めかね山隠しつれ情神もなし

(卷三、四七一、家持)

出で立たむ力をなみとこもりて君に恋ふるに心神もなし

(卷十七、三九七二、家持)

妹を見ず越の国べに年経ればわが情神の和ぐる日もなし

(卷十九四一、七三、家持)

見まつりていまだ時だに更らねば年月のことおもほゆる君

(卷四五七九、明軍)

相見ては幾日も経ぬをここだくも狂ひに狂ひおもほゆるかも

(卷四七五一、家持)

あしひきの山に生ひたる菅の根のねもころ見まくほしき君かも

(卷四、五八〇、明軍)

さく花はうつろふ時ありあしひきの山菅の根し長くはありけり

(卷二十、四四八四、家持)

のように余明軍作歌八首中の半数の四首までが、家持に類想類語句の歌を作らせていることを知ることができる。詳細な点検は別の機会に譲るとして、とにかくここに明軍が家持に与えた文学的影響の痕跡を

五、おわりに

かくのみにありけるものを萩の花咲きてありやと問ひし君はも

以上、資料の羅列、素描に終始したがそれでも多少ともは余明軍なる人物について明らかにされたであろうことは次の諸点である。

- 1、余明軍は、「ヨノミヨウグン」であること。
- 2、百濟系の帰化人であること。
- 3、余仁軍とは兄弟であること。
- 4、天平初年に大伴旅人の資人であったこと。
- 5、旅人・家持との文学的交流があつたこと。

大方のご教示ご叱正をいただき、あらためて考え方直してみたい。